

新ごみ処理施設建設に係る協定書

山辺・県北西部広域環境衛生組合（以下「組合」という。）が天理市岩屋町及び櫟本町において実施する新焼却施設及び新粗大・リサイクル施設（以下「新ごみ処理施設」という。）の建設にあたり、新ごみ処理施設周辺自治会 代表 櫟本校区区長会 会長 [] (以下「甲」という。)と組合管理者 並河 健（以下「乙」という。）との間に下記のとおり協定書を締結し、新ごみ処理施設周辺住民（以下「周辺住民」という。）の生活環境の保全と事業の円滑なる推進を図ることとする。

記

第1条 新ごみ処理施設の建設地における稼働期間は、稼働開始より50年間とし、次期建設候補地は、組合に参加する10市町村全体の責任として、天理市以外の市町村で選定すること。

第2条 焼却灰については、天理市以外で最終処分地を確保すること。

第3条 組合が計画する新ごみ処理施設では、山辺・県北西部広域環境衛生組合新ごみ処理施設整備検討委員会を設置し、最新の環境保全技術を導入し、排ガスの数値を常時インターネットや施設内及び周辺公民館の電子掲示板でその数値を公表すること。なお、測定値の公表や実施方法についても他施設の例を参考にしながら、今後決定し、周辺住民が安心できる施設とすること。

また、焼却炉の入れ替え時には、その時の最新の技術を導入するとともに、万が一、国や県において規制値の緩和が行われた場合でも当初の基準を維持すること。

第4条 新ごみ処理施設へのごみの持ち込みについて、大和高田市、三郷町、安堵町、上牧町、広陵町及び河合町のすべてのごみは、積み替え施設に於いて大型車（10t車程度）に積み替えて搬入することとし、天理市を除く組合加入市町村のごみ搬入車両については、西名阪自動車道及び名阪国道を通行し、天理東インターを経由して新ごみ処理施設にごみを持ち込むこと。

また、各市町村の運搬車両には組合加入市町村の車両である事が、市民にも一目で確認できるように表示することとし、万が一ごみ搬入車両が搬入ル

ート以外の一般道を利用する事があれば、一時搬入停止等の措置を取ること。

第5条 一般市民や事業者が新ごみ処理施設へごみを持ち込む場合は、運転免許証や車検証での住所地確認をすることとし、大和高田市、三郷町、安堵町、上牧町、広陵町及び河合町の一般市民や事業者のごみは、新ごみ処理施設には直接持ち込みさせないこと。

また、持ち込む際には、渋滞が起こらないように、持ち込み時間を限定するなど予約制の導入等を検討し、天理市内のごみ収集車については、安全確認を徹底するとともに、交通事情に応じて、警察等とも協議を行い適切な交通安全対策に努めていくこと。

第6条 アクセス道路の清掃等について、ごみが飛散や流出しないようにすること。また、悪臭、騒音又は振動により生活環境の保全上支障が生じないようすることとし、定期的に組合によるパトロールを行う等の対策を講じること。

第7条 新焼却施設建設予定地内の活断層の調査については、施設建設までに地盤に問題がないか第三者に属する有識者等により確認し、周辺住民にも確認する機会を設けること。また、ごみを数日分貯留する施設（ごみピット）を建設する際には、地面を深く掘り下げる事から、その時点で地盤に問題がないか改めて確認すること。なお、有識者等により活断層が存在し、必要な耐震性を確保することが技術的に不可能と認められた場合には当該場所での建設を中止すること。

耐震構造や耐力に係る数値データ等については、今後施設の具体的計画が定まり次第、住民説明会を開催すること。

第8条 災害発生時における被災ごみの処理については、先ず各市町村の積み替え施設等に集積した上で、その時点の被害状況を踏まえ、新ごみ処理施設の対応能力に応じて搬入することとし、新ごみ処理施設に10市町村分の災害ごみが一度に殺到することのないようにすること。

第9条 高瀬川・樅川の洪水対策については、「大和川流域調整池技術基準」に基づき、新粗大・リサイクル施設で $585\text{ m}^3/\text{ha}$ 、新焼却施設で $530\text{ m}^3/\text{ha}$ 規模の調整池を設置すること。



第10条 新焼却施設の建屋内の水については、施設内で循環させて利用するか、浄化して下水道に放流することとし、有害物質が高瀬川や樋川に流入しないよう万全の対策を講じること。

また、持ち込まれる廃棄物については、すべて施設内で処理を行い、直接雨水に触れないよう対策を講じ、雨水の河川放流を出来るだけ軽減するために、屋根に降った雨水を貯留し、ごみピットやプラットホームの洗浄及びトイレの洗浄水等に施設内で再利用し、下水道へ放流すること。

環境影響評価については、今後も進捗があるごとに地元説明会を行い、稼働後も環境影響評価事後調査を行うこと。また、排ガス検査や敷地内、樋川及び高瀬川の水質検査等も定期的に実施し情報公開すること。

第11条 発生が危惧される南海トラフ巨大地震を始め、あらゆる自然災害や事故等について、当該施設の建設及び稼動に因果関係が認められる被害については、誠意をもって補償すること。

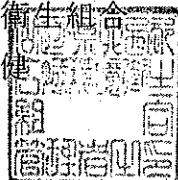
第12条 本協定の内容に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲、乙双方協議の上解決すること。

第13条 事業の具体化、進捗に応じて甲と協議の上、適宜本協定書の見直しを行なうこと。

平成30年々月々日

甲 櫟本校区区長会
会長

乙 山辺・県北西部広域環境衛生組合
管理者 並河 健



新ごみ処理施設建設に係る協定書

山辺・県北西部広域環境衛生組合（以下「組合」という。）が天理市岩屋町及び櫻本町において実施する新焼却施設及び新粗大・リサイクル施設（以下「新ごみ処理施設」という。）の建設にあたり、新ごみ処理施設周辺自治会・代表 山の辺校区区長会 会長 [REDACTED]（以下「甲」という。）と組合管理者 並河健（以下「乙」という。）との間に下記のとおり協定書を締結し、新ごみ処理施設周辺住民（以下「周辺住民」という。）の生活環境の保全と事業の円滑なる推進を図ることとする。

記

第1条 新ごみ処理施設の建設地における稼働期間は、稼働開始より50年間とし、次期建設候補地は、組合に参加する10市町村全体の責任として、天理市以外の市町村で選定すること。

第2条 焼却灰については、天理市以外で最終処分地を確保すること。

第3条 組合が計画する新ごみ処理施設では、山辺・県北西部広域環境衛生組合新ごみ処理施設整備検討委員会を設置し、最新の環境保全技術を導入し、排ガスの数値を常時インターネットや施設内及び周辺公民館の電子掲示板でその数値を公表すること。なお、測定値の公表や実施方法についても他施設の例を参考にしながら、今後決定し、周辺住民が安心できる施設とすること。

また、焼却炉の入れ替え時には、その時の最新の技術を導入するとともに、万が一、国や県において規制値の緩和が行われた場合でも当初の基準を維持すること。

第4条 新ごみ処理施設へのごみの持ち込みについて、大和高田市、三郷町、安堵町、上牧町、広陵町及び河合町のすべてのごみは、積み替え施設に於いて大型車（10t車程度）に積み替えて搬入することとし、天理市を除く組合加入市町村のごみ搬入車両については、西名阪自動車道及び名阪国道を通行し、天理東インターを経由して新ごみ処理施設にごみを持ち込むこと。

また、各市町村の運搬車両には組合加入市町村の車両である事が、市民にも一目で確認できるように表示することとし、万が一ごみ搬入車両が搬入ル

ート以外の一般道を利用する事があれば、一時搬入停止等の措置を取ること。

第5条 一般市民や事業者が新ごみ処理施設へごみを持ち込む場合は、運転免許証や車検証での住所地確認をすることとし、大和高田市、三郷町、安堵町、上牧町、広陵町及び河合町の一般市民や事業者のごみは、新ごみ処理施設には直接持ち込みさせないこと。

また、持ち込む際には、渋滞が起こらないように、持ち込み時間を限定するなど予約制の導入等を検討し、天理市内のごみ収集車については、安全確認を徹底するとともに、交通事情に応じて、警察等とも協議を行い適切な交通安全対策に努めていくこと。

第6条 アクセス道路の清掃等について、ごみが飛散や流出しないようにすること。また、悪臭、騒音又は振動により生活環境の保全上支障が生じないようすることとし、定期的に組合によるパトロールを行う等の対策を講じること。

第7条 新焼却施設建設予定地内の活断層の調査については、施設建設までに地盤に問題がないか第三者に属する有識者等により確認し、周辺住民にも確認する機会を設けること。また、ごみを数日分貯留する施設（ごみピット）を建設する際には、地面を深く掘り下げる事から、その時点で地盤に問題がないか改めて確認すること。なお、有識者等により活断層が存在し、必要な耐震性を確保することが技術的に不可能と認められた場合には当該場所での建設を中止すること。

耐震構造や耐力に係る数値データ等については、今後施設の具体的計画が定まり次第、住民説明会を開催すること。

第8条 災害発生時における被災ごみの処理については、先ず各市町村の積み替え施設等に集積した上で、その時点の被害状況を踏まえ、新ごみ処理施設の対応能力に応じて搬入することとし、新ごみ処理施設に10市町村分の災害ごみが一度に殺到することのないようにすること。

第9条 高瀬川・櫛川の洪水対策については、「大和川流域調整池技術基準」に基づき、新粗大・リサイクル施設で $585\text{ m}^3/\text{ha}$ 、新焼却施設で $530\text{ m}^3/\text{ha}$ 規模の調整池を設置すること。



第10条 新焼却施設の建屋内の水については、施設内で循環させて利用するか、浄化して下水道に放流することとし、有害物質が高瀬川や樅川に流入しないよう万全の対策を講じること。

また、持ち込まれる廃棄物については、すべて施設内で処理を行い、直接雨水に触れないよう対策を講じ、雨水の河川放流を出来るだけ軽減するために、屋根に降った雨水を貯留し、ごみピットやプラットホームの洗浄及びトイレの洗浄水等に施設内で再利用し、下水道へ放流すること。

環境影響評価については、今後も進捗があるごとに地元説明会を行い、稼働後も環境影響評価事後調査を行うこと。また、排ガス検査や敷地内、樅川及び高瀬川の水質検査等も定期的に実施し情報公開すること。

第11条 発生が危惧される南海トラフ巨大地震を始め、あらゆる自然災害や事故等について、当該施設の建設及び稼動に因果関係が認められる被害については、誠意をもって補償すること。

第12条 本協定の内容に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲、乙双方協議の上解決すること。

第13条 事業の具体化、進捗に応じて甲と協議の上、適宜本協定書の見直しを行なうこと。

平成30年 6月 5日

甲 山の辺校区区長会

会長 [REDACTED]

乙 山辺・県北西部広域環境衛生組合
管理者 並河 健司 [REDACTED]
[REDACTED]

